

番号: 1	作成者: user	タイトル: テキストボックス	日付: 2022/04/25 13:26:42
番号: 2	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:44:52
番号: 3	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:45:41
番号: 4	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:45:41
番号: 5	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:47:13
番号: 6	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:49:08
番号: 7	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:50:48
番号: 8	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:50:05
番号: 9	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:53:12

1	まず、Cのコメントについて憲法上の観点から検討した上で、Xの展開でできる反論を述べる。
2	2(1) CはC-1にて、Y党の比例代表候補として議席を得たXは、除名をもって衆議院議員の職を辞するべきだと主張している。これは、国会議員は選挙母体たる有権者の意思に拘束されることから、その意思に背く議員は議員資格を喪失するという見解に基いてなされた主張である。このことから、Cの主張は、全国民の「代表」(35条1項)を命令委任的代表と解する見解と立ってなされたものといえる。
3	(2) 命令委任的代表の根拠としては、①憲法改正手続の国民投票(96条1項後段)、②最高裁判所の裁判官の国民審査(79条2項)、③地方公共団体の住民投票(95条)、④公務員の選定・罷免権(15条1項)といったものが挙げられる。①②③は、具体的な個々人の意思が政策に直接的に反映されることを前提とした規定である。また、④は国民固有の権利とされていることも、直接民主政に近い ¹⁰ ものか求められる。
4	命令委任的代表の見解に親和的である。
5	3(1) これに対して、35条1項の「代表」と自由委任的代表と解する見解も主張されている。これは、国会議員は選挙母体たる有権者の意思には拘束されず、自己の信念に基づいてのみ発言・表決し得るという見解である。
6	(2) 自由委任的代表の根拠としては、⑤日本国民が「他政者を通じて行動」すること(前文1段)、⑥「全国民を代表する」議員(35条1項)、⑦議員の免責特権(51条)といったものが挙げられる。⑤は、個々人の具体的意思は想定し得ないことを前提としている。また、⑥における「全国民」とは、有権者全体のみならず、観念的・抽象的な総体としての ¹¹ ものと解されている。さうな ¹² ら、⑦によ ¹³ て、議員が自由に発言・表決を行い得ることも、自由委任的代表の見解と馴染むものである。
7	4. ここで、「代表」とは国民意思を反映させるために存在するものであるが、こ ¹⁴ でいう「国民」とは、具体的な個々人ではなく、観念的な集合体である ¹⁵ 。というのち、

よ、て、Xは、知条ノ項の「代表」を自由委任の代表に解する見解に立つこととて、
「代表」が有権者の意思に拘束されないので、Xの意思に反して衆議院議員を
任ぜられ、要するに、Xの反論を展開することゝかである。

2

番号: 1	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:55:02
そのような考え方の根拠はなんでしょうか。			
番号: 2	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:58:17
立論の最後にほしいです。党綱草案による部分社会の形成を指摘で書いているのは良い点ですが、そのことが直接の根拠ではなく、高度の自主性、自立性を導く必要があることが部分社会として認める根拠となるはずです。			
番号: 3	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:58:56
判例は特に理由を付けていまいせうがなぜそのようにいうことができるのか。			
番号: 4	作成者: user	タイトル: ノート注釈	日付: 2021/01/13 14:59:31
設定される理由についてもあらためて指摘しておきたいです。			

1 / まわ「部分社会論」について述べた上で、除名処分に関する×のコメントについて検討する。

2 2(1) 前提として、司法とは、具体的紛争の解決について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する

3 国家作用である。ここでいう「具体的紛争」とは、「法律上の争訟」(憲法第1条第1項)と同義であり、

4 ① 当事者間限定的な権利義務関係ない法律関係の存在に關する紛争である。② それを

5 法律を適用することにより、終局的に解決することによってできるものに限られる。

6 (2) しかし、①・②を充たす紛争であっても、例外的に、司法権の対象とならないものがある。

7 例えは、一般市民社会の中にあって、これとは別個に自律的な規範を有する特殊な部分社会

8 においては、一般市民社会と直轄の関係は有しない内部的問題にとどまる限り、

9 裁判所の審査権は及ばないという「部分社会論」¹⁰が考え方である。

10 (3) 政党は、憲法の自由(21条1項)に基づき任意に結成される政治団体であり、かつ、

11 議会制民主主義を支える重要な存在であるから、政党には高度の自主性・自律性を

12 与えて自主的に組織運営をなし得る自由が保障されるべきである。そして、本件における

13 Y党は、党則及び規程といった自律的に定められた規範を有することから、Y党は一般

14 市民社会の中に於ける特殊な部分社会であるといえる。

15 3(1) 本件では、×の除名処分に加えて、それを理由とした建柳明彦請求訴訟が提起されて

16 いる。当該訴訟は、一般訴訟としての権利利益を侵害するものであるから、司法審査の対象となる

17 か、その当否は、処分が適正な手続に則ってなされたか否かを判断するところ¹⁸である。

18 (2) これを本件についてみると、Y党党則及び規程によれば、除名処分を行うときは

19 事前に党倫理委員会の審議を経なければならぬと規定されているところ、本件では

20 党倫理委員会の審議を経ないまま、×の除名処分がなされている。よって、建柳明彦

21 請求訴訟では、×のコメントにおいて、本件処分が適正な手続を経ずになされた点に

22 ついてのみ、裁判所はその当否を判断することができる。

23

以上